「指　定　介　護　老　人　福　祉　施　設」

特別養護老人ホーム神出シニアコミュニティ

重　　要　　事　　項　　説　　明　　書

当事業者が提供するサービスについての相談窓口
電話番号　（０７８）９６５－３０８０
ＦＡＸ　（０７８）９６５－３０９０
担　　当　　生活相談員（特養）　　林　　大輔
　　生活相談員（ショートステイ）　　井上　夕子
　　生活相談員（ショートステイ）　　山野　さとみ

当施設は入所者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

１．事業者

（１）法 人 名　　社会福祉法人　弘英会
（２）法人所在地　　神戸市西区神出町南字谷畑３６８番地１１９
（３）代表者氏名　　理事長　米田　秀志
（４）電話番号　　（０７８）９６５－３０８０
　　ＦＡＸ　　（０７８）９６５－３０９０
　　メールアドレス　　kandes.c@office.eonet.ne.jp
（５）設立年月日　　平成７年１１月２１日
（６）建物の構造　　鉄筋コンクリート造　地上２階建（一部３階）
（７）建物の延べ面積　　５，１９０．７１㎡
（８）併設事業

事業の種類	兵庫県知事の事業者指定	利用人数
通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業	２８７５２００６０８号	３５名
短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生活介護	２８７５２００３６８号	２０名
居宅介護支援事業	２８７５２００１７８号	

２．施設の概要

（１）名　　称　　特別養護老人ホーム　神出シニアコミュニティ
（２）種　　類　　指定介護老人福祉施設

（３）事業所番号　　２８７５２００３６８　　指定年月日　平成 12 年４月１日
（４）管 理 者　　施設長　宅見　壽仁
（５）所 在 地　　神戸市西区神出町南３６８－１１９
（６）開設年月日　　平成８年５月１日
（７）入所定員　　１００名
（８）電話番号　　（０７８）９６５－３０８０
　　ＦＡＸ番号　　（０７８）９６５－３０９０
（９）交通機関　　神戸市営地下鉄『西神中央駅』より、神姫バス（大久保行、三木営業所行）に乗車し、『神出南』停留所にて南へ徒歩７分
(10) 施設の目的　　介護保険法令に従い、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とします。
(11) 施設の運営方針　　施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。
入所者の意思および人格を尊重し、常にその立場に立って指定介護老人福祉施設サービスを提供するように努めます
明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

３．居室の概要
（１）当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として４人部屋ですが、入所者の心身の状況や空き状況等にて決定させていただきます。必要に応じて居室変更を行うことがあります。

居室・設備の種類	室　　数	備　　考
個室（１人部屋）	本館　１０室 北館　１０室	本館各　130.37 ㎡（１人当り 13.04 ㎡） 北館各　159.00 ㎡（１人当り 15.90 ㎡）
２　人　部　屋	本館　　４室 北館　　６室	本館各　　78.00 ㎡（１人当　　9.75 ㎡） 北館各　141.40 ㎡（１人当り 11.78 ㎡）
４　人　部　屋	本館　１３室 北館　　７室	本館各　474.00 ㎡（１人当　　9.11 ㎡） 北館各　321.30 ㎡（１人当り 11.47 ㎡）
合　　計	５０室	1,304.07 ㎡（１人当り 10.86 ㎡）
食　　堂	本館 北館	1 階 168.86 ㎡　2 階 168.86 ㎡ 1 階 129.03 ㎡　2 階 143.03 ㎡　609.79 ㎡
機 能 訓 練 室		平行棒、肋木・歩行訓練機・輪投げ マッサージ機・各種楽器　　77 ㎡

浴　　室	３室	本館　介助浴（一般浴・個浴） 車椅子入浴装置　　１台 機械浴（特殊浴槽）１台 北館　介助浴（ユニットバス・座シャワー）
医　　務　　室	本館	19.02 ㎡
静　　養　　室	本館　　１室 北館　　１室	１床 ２床

※居室の利用について

・厚生労働省の定める基準により義務付けられている施設・設備です

・各部屋には、ベッド・整理ダンスを備え付けています。

・トイレは居室外に男女専用・共用４ヵ所です。

・洗面所は各居室にあります。

（２）利用にあたって別途利用料金をご負担いただく居住費等

個室、２人部屋、４人部屋は介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

４．職員の配置状況

（１）当施設では、入所者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。勤務体制は入所者３人に対して、介護・看護職員１人の配置です。（入所者１００名に対し３４名の介護・看護職員の配置）

職員の配置については、指定基準を遵守しています。主な職員の配置状況等は、次のとおりです。

	定　数	業　務　内　容
管　　理　　者	１名(兼務)	事業全体の統括
事　　務　　員	２名	施設の庶務及び会計事務
生　活　相　談　員	１名	生活相談、援助
介　　護　　職　　員	常勤換算３４名以上（看護師含む）	介護業務
看　　護　　職　　員	５名以上（ショートステイ含む）	看護業務
機　能　訓　練　指　導　員	１名(看護職兼務)	機能訓練
介護支援専門員	１名以上	介護支援業務
医　　師	１名（嘱託）	健康管理や療養上の指導
管　理　栄　養　士	１名	栄養管理業務
調　　理　　員	業務委託	給食業務

（２）勤務体制

区　　分	勤務		始業時刻	終業時刻
施設長	日勤	―	8：45	17：45
事務職員	日勤	―	8：45	17：45
生活相談員	日勤	―	9：00	18：00
介護職員	超早出	ＡＡ	7：00	16：00

	早出	A	7：30	16：30
	日勤	ＢＢ	8：00	17：00
	日勤	B	9：15	18：15
	遅出	C	10：15	19：15
	超遅出	ＣＣ	11：00	20：00
	夜勤	―	16：30	翌日 9：30
	夜勤Ｆ	―	17：15	翌日 10：15
看護職員 機能訓練指導員	早出	A	7：30	16：30
	早出	B	8：30	17：30
	日勤	C	9：15	18：15
介護支援専門員	日勤	―	9：00	18：00
管理栄養士	日勤	―	8：45	17：45

5　施設利用対象者

（1）入所の対象となる者は、要介護３～５と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な方が対象となります。

（2）要介護１・２と認定された者のうち、一定のやむを得ない事情があり、入所の必要性が高いと判定される場合に限り、神戸市特別老人ホーム入所指針に基づき、特例入所対象者と認められることがあります。（特例入所対象者が優先的に入所できる訳ではありません）

（3）入所時において「要介護」に認定を受けておられる入所者であっても将来「要介護」認定者でなくなった場合には、退所していただく場合があります。

（3）入所契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、入所者は出来るだけこれにご協力くださるようお願いいたします。

6．契約締結からサービス提供までの流れ

入所者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（以下ケアプラン）」で定めます。

「ケアプラン」の作成およびその変更は次の通り行います。（契約書第２条参照）

①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）にケアプランの原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

⇩

②その担当者はケアプランの原案について、入所者およびそのご家族の方等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

⇩

③ケアプランは、３か月に１度、もしくは長期入院後や著しい心身状況の変化、入所者およびそのご家族の方等の要請に応じて、変更の必要のあるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、入所者およびそのご家族の方等と協議して、ケアプランを変更します。

⇩

④ケアプランが変更された場合は、入所者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

７．当施設が提供するサービス

当施設では、入所者に対して以下のサービスを提供します。

①食事

・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入所者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・入所者に対して適切な栄養相談を行います。

・入所者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。ご希望により食堂以外に他の場所でお食事を食べていただけますのでご相談ください。

・食事の時間は適切なものとしますが、ご都合により変更に応じます。ご相談ください。

（食事時間）朝食　7:45～　　昼食　12:00～　　おやつ　15:00～　　夕食　17:30～

②入浴

・入浴又は清拭を少なくとも週２回行います。

・入浴時間は、9:45～11:45　14:00～16:00

・寝たきりの方でも機械浴槽を使用した全介助による入浴をすることができます。

③排泄

・排泄の自立を促すため、入所者の残存能力を活用した援助を行います。

④機能訓練

・入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

・医師や看護職員が健康管理を行います。

嘱託医　　早川　正徳　　早川内科循環器科医院　三木市大村１４２－７

・緊急の時を除いて、他の医療機関へ受診される場合は、ご家族の方が付き添いされますようお願い申し上げます。ご事情によりやむを得ない場合はご相談ください。

⑥その他自立支援

・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎日の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦起床、就寝時間　　起床時間　6:00　　就寝時間　21:00

⑧行事、家族会等

・行事は、お花見、盆踊り、敬老会、秋祭り、遠足、餅つき、クリスマス会、新年祝賀会、お茶会等を予定しています。

・家族会は、偶数月に予定しています。

８．サービス利用料金（契約書第６条参照）

別紙料金表のとおり

９．利用料金等のお支払い方法

料金、費用は１か月ごとに計算し、翌月の２３日（銀行の休日により変動）に料金、費用をまとめて、ご指定の金融機関の口座より自動引落し致します。

但し、通帳残高不足などの理由で自動引落しが行えない場合には、窓口にて料金、費用をお支払いいただくことがあります。

10．入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入所者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下記協力医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院を義務付けるものでもありません）

①協力医療機関

〇広野高原病院　神戸市西区北山台３丁目１番１号

（内科・外科・呼吸器科・整形外科・泌尿器科・皮膚科・歯科）

〇三木山陽病院　三木市志染町吉田１２１３－１

（内科・消化器内科・整形外科・リウマチ科・外科・眼科・皮膚科・泌尿器科）

〇西神中央ファミリー歯科　神戸市西区狩場台３丁目９－５

②往診していただける医療機関

〇関西青少年サナトリューム　神戸市西区岩岡町西脇８３８番地

〇近藤泌尿器科クリニック　　三木市別所町小林７２５－４

〇ないとう眼科　　神戸市西区竹の台５丁目３－５

11．施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入所者に退所していただくことになります。（契約書第１５条参照）当施設からの契約解除については、１カ月前までに説明します。

①要介護認定により入所者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
②事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
③施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
⑤入所者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
⑥事業者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）

（１）入所者からの退所申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間内であっても、入所者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の７日前までに解約・解除届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

①介護保険給付対象外サービス利用料金の変更に同意できない場合
②施設の運営規程の変更に同意できない場合
③入所者が入院された場合
④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、または、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

①入所者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合
②入所者によるサービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合
③入所者が故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④入所者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、入所者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
⑤入所者が連続して３か月以上病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（※１）
⑥入所者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設入院した場合（円滑な退所のために必要な援助が義務付けられた場合）
⑦暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律（兵庫県暴力団排除条例・兵庫県条例第３５号）に基づき利用者及び身元引受人等が暴力団関係者又は、暴力団関係者との利害関係者であることが判明した場合、又は施設をその事務所その他の活動の拠点に供した場合

※１　入所者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第２０条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

①３か月以内の入院の場合

当初から３か月以内の退院が見込まれて、実際に３か月以内に退院された場合は、退院後、再び施設に入所することができます。しかし、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合な

ど、退院時に施設の受入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。また、料金につきましては、入院の翌日から当該６日間（当該入院が月をまたがる場合には最大１２日間）の範囲内で、実際に入院した日数分で利用料をご負担いただきます。

②３か月以内の退院が見込まれない場合

３か月を超えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合であっても３か月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるよう努めます。しかし、当施設が満室の場合には、短期入所生活介護（ショートステイ）を利用できるよう努めます。

③３か月を超えて入院した場合

３か月を超えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。なお、状態が改善された後、再び入所をご希望される場合は、改めてお申し込みください。

（３）円滑な退所のための援助（契約書第１９条参照）

入所者が当施設を退所する場合には、入所者の希望により、事業者は入所者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者に対して速やかに行います。また、契約書第１８条の事業者からの解除による退所の場合にも、相応の努力をいたします。

・病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
・居宅介護支援事業者の紹介
・その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

12. 身元引受人（契約書第２２条参照）

（１）契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、入所者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人を立てないことができます。

（２）身元引受人には、これまで最も身近にいて、入所者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。

（３）身元引受人は、入所者の利用料等の経済的な債務については、入所者と連帯して、その責任の履行義務を負うことになります。また、こればかりでなく、入所者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後の入所者の受け入れ先を確保するなどの責任を負うことになります。

（４）入所者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室に残置する日用生活品や身の回り品等であり、又高価品は除外とします）の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。貴重品として施設が預かっている物、並びに金銭や預金通帳や有価証券その他高価品などは残置品に含まれず、相続手続きに従って、その処理を行うことになります。また、入所者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残された

入所者の残置品を入所者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引取り等の処理にかかる費用については、入所者または身元引受人にご負担いただくことになります。

（５）身元引受人が死亡したり、破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、入所者にご協力をお願いする場合があります。

（６）身元引受人には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。

13．苦情の受付について（契約書第２４条参照）

（１）当施設における苦情の受付

苦情の受付窓口は、受付担当者になります。また、第三者委員も直接苦情を受け付ける事ができます。さらに、第三者は、苦情解決を図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方との話し合いによって円滑な解決に努めます

○第三者委員　［職　名］　小澤　正人
　［連絡先］　神戸市西区神出町　０７８－９６５－２６０４
○第三者委員　［職　名］　監事　琴浦　圭子
　［連絡先］　明石市太寺　０７８－７８５－８６６６
○苦情受付担当者　［職　名］　生活相談員　林　大輔
　［連絡先］　受付時間　毎週月曜日～金曜日（９：００～１７：００）
　ＴＥＬ　０７８－９６５－３０８０
○苦情解決責任者　［職　名］　施設長　宅見　壽仁

（２）行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会　神戸市中央区三宮町１丁目９番１－１８０１号
　ＴＥＬ　（０７８）３３２－５６１７
　ＦＡＸ　（０７８）３３２－５６５０
　受付時間　平日（８：４５～１７：１５）
○神戸市　福祉局　監査指導部（法人・施設指導担当）
　ＴＥＬ　（０７８）３２２－６２４２
　受付時間　平日（８：４５～１２：００　／　１３：００～１７：３０）
○要介護施設従事者等による高齢者虐待通報専門電話（監査指導部内）
　ＴＥＬ　（０７８）３２２－６７７４
　受付時間　平日（８：４５～１２：００　／　１３：００～１７：３０）
○神戸市消費生活センター
　ＴＥＬ　（０７８）３７１－１２２１
　受付時間　平日（９：００～１７：００）

14．サービス提供における事業者の義務（契約書第８条、第９条参照）

当施設は、入所者に対して、次のことを守ります。

①入所者の生命、心身、財産の安全に配慮します。
②入所者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、入所者から聴取、確認のうえサービスを実施します。
③非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えて３日間の非常食も準備しています。また、入所者に対して、運営規程に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。居室及び共用部分については、スプリンクラーを設置しています。
④入所者が受けている要介護認定の有効期間満了日の３０日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
⑤入所者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、入所者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
⑥入所者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、入所者または他の入所者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、必要となった理由および行った期間を記録に記載するなどして、適切な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
⑦事業者およびサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入所者またはその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者には漏洩しません（守秘義務）。但し、入所者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に入所者の心身等の状況を提供します。また、入所者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、入所者の同意を得ています。
⑧当施設では、実習生（技能実習生も含む）及びボランティアを受け入れております。入所者の個人情報等について十分に配慮し、実習生も従業員と同様に個人情報の取扱いを適正に行うものとし、入所者又はそのご家族に同意を得て実施します。
⑨重要事項説明書に記載した内容に変更が生じる場合、入所者又はそのご家族に内容について書類を交付し、同意確認を行います。

15. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守りください。

（１）持込の制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことが出来ません。衣類・上履物・タオル・入所者が使い慣れた杖・歩行器等の介護用具・その他の日常生活用品

（２）面会

来訪者は、必ずその都度、面会票に記載のうえ職員に申し出て下さい。

※感染症等の発生・流行時には、施設内での蔓延防止のため、ご家族等の面会、入所者の外出等について制限することもあります。

（３）外出・外泊（契約書第２３条参照）

外出、外泊をされる場合は２日前にお申し出下さい。葬儀への参列など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になっても差し支えありません。但し、外泊については、原則として最長で月６日（月をまたがる場合は、最大で連続１２日）とさせていただきます。（初日及び最終日は含みません）

（４）食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、第８条（サービス利用料金表記載参照）に定める「食事に係る自己負担額」は、徴収いたしません。

（５）施設・設備の使用上の注意（契約書第１０，１１条参照）

・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入所者に自己負担により、もとの状態に戻していただくか、または実費負担をしていただく場合があります。

・入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入所者の室内に立入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー保護等について十分な配慮を行います。

・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑をおよぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

（６）喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

16. 緊急時等の対応について

・体調悪化等の緊急時については、施設内で応急処置を行い、必要と判断した場合には、救急車を要請するとともに、ご家族に速やかに状態を報告します。

・事故が発生した場合には、入所者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

17. 損害賠償について（契約書第１２条、第１３条参照）

（１）当施設において、事業者の責任により入所者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、入所者側に故意に又は過失が認められる場合において入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。なお、当施設では、ひょうご福祉サービス総合補償制度に加入しています。

（２）事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

①入所者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、入所者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

②入所者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

③入所者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

④入所者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

令和　　年　　月　　日　　時　　分～　　時　　分

指定介護老人施設での入所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設　　特別養護老人ホーム　神出シニアコミュニティ

＜説明者＞

職　　氏名　　印

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始の同意をしました。

＜入所者＞

住所

氏名　　印

＜身元引受人＞

住所

氏名　　印

（入所者との続柄　　）

私は、入所者が事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、入所者に代わって署名を代行いたします。

＜署名代行者＞

住所

氏名　　印

（入所者との続柄　　）

【Ｒ６．９．１改訂】

料　金　表

＜サービス利用料金（１日あたり）＞（契約書第６条参照）

下記の料金表によってご入所者の要介護に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額、通常はサービス料金の１割または２・３割）と食事の提供、居住費の提供に係る料金、その他の費用をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、入所者の要介護度に応じて異なります）

※介護保険対象サービス（通常はサービス料金の１割または２・３割ご負担いただきます）

施設サービス料金　①	介護区分に応じて料金が異なります
加算等　②	日常生活継続支援加算、看護体制加算等
介護保険給付額	①と②の合計の９割または８・７割
サービス利用自己負担額　③	①と②の合計のうち、保険給付額を除いた金額

※介護保険対象外サービス（全額、ご利用者にご負担いただきます）

食事に係る自己負担額　④	ご世帯収入に応じて料金が異なります
居住費に係る自己負担額　⑤	ご世帯収入、お部屋に応じて料金が異なります
その他の費用　⑥	その他、理美容費、日用品など ご利用者にご負担していただくことが適当な費用

自己負担額合計	③＋④＋⑤＋⑥

※入所者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料の全額を一旦、お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入所者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険サービスの自己負担割合は、介護保険負担割合証に記載の利用者負担の割合です。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者の負担額を変更します。

※入所者に介護保険料の未納がある場合は、自己負担額については上表と異なる場合はあります。

○介護保険の給付対象となるサービス（ご利用料金の概算です。1 単位を 10.54 円で計算）

①施設サービス料金

介護度	単位数	1 日につき	1 月につき（31 日）			
		金　額	金額	自己負担額		
				(1 割)	(2 割)	(3 割)
要介護 1	589	¥6,208	¥192,449	¥19,245	¥38,490	¥57,735
要介護 2	659	¥6,945	¥215,321	¥21,533	¥43,065	¥64,597
要介護 3	732	¥7,715	¥239,173	¥23,918	¥47,835	¥71,752
要介護 4	802	¥8,453	¥262,045	¥26,205	¥52,409	¥78,614
要介護 5	871	¥9,180	¥284,590	¥28,459	¥56,918	¥85,377

②加算等（1 日あたり）

加算項目	単位数	自己負担額			算定要件
		1 割	2 割	3 割	
日常生活継続支援加算　Ⅰ	36/日	￥38	￥76	￥114	新規入所者総数の内①～③のいずれかの要件を満たしている場合 ①要介護度 4 若しくは要介護度 5 以上の者の占める割合が入所者の 70%以上 ②認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の占める割合が入所者の 65%以上 ③たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養）が必要な利用者の占める割合が入所者の 15%以上 入所者 6 名に対して介護福祉士 1 名以上配置
看護体制加算Ⅰ	4/日	￥5	￥9	￥13	常勤の看護師を 1 名以上配置
看護体制加算Ⅱ	8/日	￥9	￥17	￥26	入所者 25 名に対して看護職員を 1 名以上配置 看護職員と 24 時間連絡体制を確保
夜勤職員配置加算　Ⅲ	16/日	￥17	￥34	￥51	夜勤を行う看護職員・介護職員を配置基準より 1 名以上上回り配置 （見守り機器を入所者の 10%以上設置し、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会の設置と検討会を実施している場合は、基準より 0.9 名以上上回り配置） （見守り機器を入所者の 100%以上設置し、夜勤時間帯を通じて全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られており、安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減

					に関する事項を実施し、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会の設置と検討会を実施している場合は、基準より 0.8 名以上上回り配置) 夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること(登録喀痰吸引等事業者として都道府県に登録)
口腔衛生管理 加算　Ⅰ	90/月	￥95	￥190	￥285	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設の入所者に対して口腔衛生の管理を月 2 回以上行った場合 歯科衛生士が入所者に係る口腔清掃等について介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合 歯科衛生士が実施した口腔衛生の管理の内容、入所者に係る口腔清掃等についての記録を作成し、保管するとともに、必要に応じてその写しを入所者に対して提供すること 歯科衛生士が入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応している場合
口腔衛生管理 加算　Ⅱ	110/月	￥116	￥232	￥348	加算Ⅰの要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること(LIFE へのﾃﾞｰﾀ提出とﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸの活用)
外泊加算	246/日	￥260	￥519	￥778	入所者が病院等への入院を要した場合および入所者が居宅における外泊を認めた場合、1 か月につき 6 日を限度(月をまたがる場合は最大 12 日)として所定料金に加えて算定します 初日および最終日は算定しません
初期加算	30/日	￥32	￥64	￥95	入所及び 30 日を超えて入院し、退院した日から算定して 30 日
褥瘡マネジメント 加算　Ⅰ	3/月	￥4	￥7	￥10	入所者ごとに褥瘡の発生と関連あるリスクについて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも 3 月に 1 回、評価等を行い、その評価結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。 (LIFE へのﾃﾞｰﾀ提出とﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸの活用) 評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること

					入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等の状態について定期的に記録していること 評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること
褥瘡マネジメント加算　Ⅱ	13/月	￥14	￥28	￥42	加算Ⅰの要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと 施設入所時等に認めた褥瘡の治癒
ADL 維持等加算Ⅰ	30/月	￥32	￥64	￥95	利用者の総数が10人以上であること 利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、Bar-thel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること(LIFE へのﾃﾞｰﾀ提出とﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸの活用) 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えたADL利得(調整済ADL利得)の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が、1以上であること
ADL 維持等加算Ⅱ	60/月	￥64	￥127	￥190	加算Ⅰの要件を満たすこと 評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が3以上であること
排せつ支援加算Ⅰ	10/月	￥11	￥21	￥32	排泄に介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくても6月1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること(LIFE へのﾃﾞｰﾀ提出とﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸの活用) 評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること

					評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者等ごとに、支援計画を見直していること
排せつ支援加算Ⅱ	15/月	￥16	￥32	￥48	加算Ⅰの要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所者等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善していること、又は、尿道カテーテルが抜去されたこと
排せつ支援加算Ⅲ	20/月	￥21	￥42	￥63	加算Ⅰの要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所者等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、尿道カテーテルが抜去されたこと、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40/月	￥43	￥85	￥127	入所者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出していること 施設は、入所者に提供する施設サービスの質を常に向上させていくため、PDCA サイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めること(LIFE へのﾃﾞｰﾀ提出とﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸの活用)
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50/月	￥53	￥106	￥159	Ⅰに加えて心身、疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していること
安全対策体制加算	20	￥21	￥42	￥63	入所初日に限り算定可 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること
経口移行加算	28/日	￥30	￥59	￥89	原則 180 日を限度 医師の指示に基づき、経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるため経口移行計画を作成し、管理栄養士による栄養管理及び看護職員による支援が行われた場合 ※栄養管理の基準を満たさない場合は算定しない
経口維持加算Ⅰ	400/月	￥422	￥844	￥1265	摂食機能障害を有し、著しい誤嚥が認められる者に対し、食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合 ※栄養管理の基準を満たさない場合、経口移行加算を算定している場合は算定しない

経口維持加算Ⅱ	100/月	￥106	￥211	￥317	経口維持加算Ⅰを算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合 ※栄養管理の基準を満たさない場合、経口移行加算を算定している場合は算定しない
療養食加算	6/食	￥7	￥13	￥19	医師の食事箋による療養食を提供した場合
栄養マネジメント強化加算	11/日	￥12	￥23	￥35	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50（施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し、給食管理を行っている場合は 70）で除して得た数以上配置すること 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察(ﾐｰﾙﾗｳﾝﾄﾞ)を週 3 回以上行い、入所者ごとに栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること 入所者が退所する場合において、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること(LIFE へのﾃﾞｰﾀ提出とﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸの活用) ※栄養管理の基準に満たさない場合は算定しない
退所時栄養情報連携加算	70/回	￥74	￥148	￥222	特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、退所する際に、管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合(1 月につき 1 回を限度) ※栄養管理の基準を満たさない場合、栄養マネジメント強化加算を算定している場合は算定しない
再入所時栄養連携加算	200/回	￥211	￥422	￥633	医療機関に入院した入所者が、退院した後に再入所する際、当該者が厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者であり、施設の管理栄養士が、栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、医療機関の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合(1 回を限度) ※栄養管理の基準を満たさない場合は算定しない

看取り介護加算 死亡日以前 31-45 日 72/日 死亡日以前 4-30 日 144/日 死亡前日、前々日 680/日 死亡日 1280/日		￥76 ￥152 ￥717 ￥1350	￥152 ￥304 ￥1434 ￥2699	￥228 ￥456 ￥2151 ￥4048	医師が終末期にあると判断した入所者について医師、看護職員、生活相談員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員等が共同して、入所者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、看取り介護を行った場合 看取り介護の実施に当たっては、介護記録等に記録するとともに、多職種連携を図るため、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員等による適切な情報共有に努めること 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行った場合
退所前訪問相談援助加算	460/回	￥485	￥970	￥1455	退所前に居宅を訪問し、相談援助を行った場合 (1 回又は 2 回を限度)
退所後訪問相談援助加算	460/回	￥485	￥970	￥1455	退所後 30 日以内に相談援助を行った場合(1 回)
退所時相談援助加算	400/回	￥422	￥844	￥1265	退所時に相談援助を行った場合(1 回限り)
退所前連携加算	500/回	￥527	￥1054	￥1581	相談援助を行い、事業所にサービスの情報を提供した場合(1 回限り)
退所時情報提供加算	250/回	￥264	￥527	￥791	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合(1 回限り)
協力医療機関連携加算	（1） R6 年度 100/月 R7 年度 以降 50/月 （2） 5/月	￥106 ￥53 ￥6	￥211 ￥106 ￥11	￥317 ￥159 ￥16	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること (1) 協力医療機関が以下の要件を全て満たしている場合 ① 入所者の病状が急変した場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診察を行い、入院を

					要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること （③については病院に限る） (2) それ以外の場合
特別通院送迎加算	594/月	￥626	￥1252	￥1878	透析を要する入所者であって、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事業があるものに対して、1 月に 12 回以上、通院のため送迎を行った場合
若年性認知症入所者受入加算	120/日	￥127	￥253	￥380	若年性認知症入所者（介護保険法施行令第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者）に対してサービスを行った場合
認知症専門ケア加算Ⅰ	3/日	￥4	￥7	￥10	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者の割合が全入所者の 50%以上の場合 認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 名以上配置、20 人以上の場合にあっては 19 名を超えて 10 又はその端数を増すごとに 1 名を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合 職員等に対し認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的に開催した場合
認知症専門ケア加算Ⅱ	4/日	￥5	￥9	￥13	認知症専門ケア加算Ⅰの要件をすべて満たしている場合 認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置し、職員等に認知症ケアの指導等を行っており、介護・看護職員毎（個別）に認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施している場合
認知症チームケア推進加算Ⅰ	150/月	￥159	￥317	￥475	① 施設における入所者総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上 ② 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を 1 名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる

					③ 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施 ④ 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120/月	￥127	￥253	￥380	Ⅰの①、③及び④に掲げる基準に適合 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日	￥211	￥422	￥633	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合 入所した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10/月	￥11	￥21	￥32	感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること 協力医療機関との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5/月	￥6	￥11	￥16	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること
新興感染症等施設療養費	240/日	￥253	￥506	￥759	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合(1月に1回、連続する5日

					を限度)
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100/月	￥106	￥211	￥317	Ⅱの要件を満たし、Ⅱのデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること 見守り機器のテクノロジーを複数導入していること 1 年以内毎に 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10/月	￥11	￥21	￥32	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること 見守り機器のテクノロジーを 1 つ以上導入していること 1 年以内毎に 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 1000 分の 140 に相当する単位数				介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届出を行った指定介護老人福祉施設が入所者に対してサービスを行った場合 ＜算定要件＞ ・キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系) ・キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等) ・キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組み) ・キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金額) ・キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置) ・月額賃金改善要件 ・職場環境等要件

※口腔衛生管理加算　　ⅠまたはⅡのいずれかの加算のみを算定する

※褥瘡マネジメント加算　　ⅠまたはⅡのいずれかの加算のみを算定する

※ＡＤＬ維持等加算　　ⅠまたはⅡのいずれかの加算のみを算定する

※排せつ支援加算　　ⅠまたはⅡまたはⅢのいずれかの加算のみを算定する

※科学的介護推進体制加算　ⅠまたはⅡのいずれかの加算のみを算定する

※認知症チームケア推進加算を算定している場合は、認知症専門ケア加算Ⅰ・Ⅱは算定しない

※認知症専門ケア加算を算定している場合は、認知症チームケア推進加算Ⅰ・Ⅱは算定しない

○介護保険の給付対象とならないサービス（☆印は、直接業者へのお支払いとなります）

以下のサービスは、利用料金の全額が入所者の負担となります。なお、料金の変更につきましては、変更を行う 1 カ月前までに文書にて連絡します。

③食事の提供に要する費用（食材費及び調理費）

利用者の提供する食事の材料費及び調理費に係る費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食事の金額（1 日あたり）のご負担となります。

1 日あたり	介護保険負担限度額認定証に記載されている額				通常
	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
食事の提供に要する費用	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,650 円

④居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の修繕、更新費用等））

この施設及び設備を利用し、居住されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の修繕、更新費用等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額（1 日あたり）のご負担となります。

※外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合は、第 1～3 段階の方は、6 日までは負担限度額認定証の適用を受けられますが、7 日目からは個室、多床室共に通常料金をお支払いいただきます。

居住に要する費用 1 日あたり	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			通常
	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
多床室 (2・4 人部屋)	0 円	430 円	430 円	920 円
個　室	380 円	480 円	880 円	1,240 円

⑤その他の費用

☆理髪・美容(理容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます)　　１，５００円　（1 回）

○特別な食事の提供（施設にて、調理したもの）　　要した費用の実費（正月のおせち料理、酒類等）

○証明書等（年金等金銭収受に関する証明書）　　３，０００円

○請求書兼領収証の再発行　　１００円　（1 枚）

○複写物の交付　　１０円　（1 枚）

☆クラブ活動の材料代　　書道、茶道、華道(材料費の実費をいただきます)

☆日用品（日常生活の購入代金等入所者の日常生活に要する費用で入所者に負担いただくことが適当であるもの）　　衣類、スリッパ、歯ブラシ、ティッシュペーパー等(実費)

○入所者の移送に係る費用（必要に応じ、入所者の通院や入退院時の移送サービスを行います）

入院・退院時・・・無料(但し、救急搬送時にかかったタクシー代は負担していただきます)

通院時　　・・・片道 10 ㎞まで無料。10 ㎞を超えると 50 円/㎞乗じた金額

（但し、片道 30 分程度までの送迎範囲とします）

〇写真代　　Ｌサイズ　４０円　（1 枚）

〇電話代　　５０円（1 通話）

☆その他、随時、衣料・日用品・菓子等の出張販売を業者に委託しています。

☆医療費

〇契約書第 21 条に定める所定の料金

入所者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（基本サービス費、居住費、食費）をお支払いいただきます。

入所者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合は、要介護 1 相当の料金をいただきます。なお、この期間中において、介護保険による給付があった場合には、上記の表により計算した金額からこの介護保険給付額を控除することといたします。

なお、上記料金につきましては、経済状況の変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 カ月前までに説明します。